

2026 年度 第 3 回 (公社)新潟県栄養士会理事会 開催議事録

1. 日時 2026 年 7 月 11 日 (土) 9:50～12:40

2. 場所 新潟ユニゾンプラザ 4 階 大研修室

3. 理事現在数および定足数ならびに出席理事数およびその氏名

理事現在数 25 名 定足数 13 名

出席理事数 23 名 欠席理事数 2 名

出席理事の氏名 斎藤トシ子、村山稔子、高橋洋平、山田祥子、北林紘、
伊藤涼子、治田麻理子、西村美貴、竹内瑞希、藤田恵美子、
菊地麻紀子、佐藤友子、青木健児、近藤由香里、小幡郁子、
相場尚子、富永実希、斉藤幸子、細川学、徳橋智恵子、
石墨清美江、岩森大、石上和男

欠席理事の氏名 田口佳和、新保幸子

4. 顧問現在数および出席顧問氏名

顧問現在数 2 名

出席顧問数 1 名 折居千恵子

欠席顧問数 1 名 入山八江

5. 監事現在数および出席監事氏名

監事現在数 2 名

出席監事数 2 名 大平真由美、石田秀人

6. その他出席者

事務局長 石月 公美子

7. 議長の氏名 斎藤 トシ子

8. 理事会の議事の経過の要領およびその結果

山田専務理事より、次第の追加及び資料訂正および追加、差し替えについて報告がなされた。

(1) 定足数の確認

山田専務理事により参加者数の確認および定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣した。

(2) 会長挨拶

斎藤会長より、新たに理事に就任した各理事への謝意と、早朝からの出席に対する感謝が述べられた。また、県の情報提供として出席された福祉保健部健康づくり支援課の中川様へ謝意が表された。

会長自身も約 20 年前、職場からの勧めを受けて理事に就任し、当初は戸惑いながら活動を始めたこと、その後、県および全国組織の役員を歴任し、約 20 年間理事活動に携わってきた経験を紹介され、理事活動は現場業務と両立する必要がある負担も大きい、その一方で、多くの人との出会いや貴重な経験、理事同士が情報交換を行い支え合えたことは、理事活動を続ける上で大きな財産であったと述べられた。

その経験を踏まえ、今期の理事会では、理事が一人で悩みや課題を抱え込むのではなく、互いに情報や経験を共有し、相談しながら課題解決に取り組める組織を目指したいとの考えが示された。また、嬉しかったことや苦勞したことも共有し、コミュニケーションを深めることが組織力の向上につながるとの考えが述べられた。

さらに、予算の都合により任期中の対面理事会は今回と任期終了時（定時総会）の 2 回のみとなり、それ以外はオンライン開催となる予定であることが説明された。一方で、各支部や職域で開催される研修会や事業などの機会を積極的に活用し、理事相互の交流を深めていきたいとの呼びかけがあった。

最後に、各理事に対し、支部や職域の代表として積極的に意見を出し合い、互いに協力しながらより良い組織づくりを進め、この 2 年間の理事活動を「引き受けて良かった」と感じられる実りあるものにしていきたいとの挨拶があった。

(3) 新潟県より栄養関連情報提供

新潟県福祉保健部健康づくり支援課の中川氏より、国及び県の健康づくり・食育に関する最近の動向と主な事業について説明がなされた。

①食育基本法改正および第五次食育推進基本計画について

食育基本法が改正され、その趣旨を踏まえて第五次食育推進基本計画が策定されたことについて説明がなされた。

改正の背景として、食育基本法制定から 20 年が経過し、食卓と農の現場の距離の拡大や、働く世代を中心とした栄養バランスの偏り・食習慣の乱れなどの課題があることが示された。

主な改正ポイントは以下のとおりである。

- 食育を健康づくりだけでなく、食料安全保障の確保にも資する取組として位置付けたこと。
- 学校等における食育を強化し、栄養教諭の役割を法令上明確化するとともに、農林漁業体験などの食育を推進すること。
- 朝食欠食や栄養バランスの偏りが課題となる 20～30 歳代の働く世代への食育を強化するため、大学や職場を食育の場として位置付けたこと。
- 国・地方自治体が PDCA サイクルに基づき、取組の見える化を図りながら食育を推進すること。

②県の健康づくり施策について

県では「健康立県ヘルスプロモーションプロジェクト」を推進し、県民の健康寿命延伸を目指している。今年度は、特に課題の多い働く世代への取組として、

- 健康経営プロジェクト

- 運動習慣定着プロジェクト

を新たに実施し、企業を通じた健康づくりを推進する。

運動習慣定着プロジェクトでは、歩きやすい靴や服装での通勤を推奨する「スニーカービズ」の普及や、県健康アプリ「グッピーヘルスケア」を活用した取組を展開する予定である。

③食生活改善・普及啓発事業について

県民運動として、

- 減塩の推進
- 主食・主菜・副菜をそろえた食事の普及

を目的に、スーパーと連携した「からだがよろこぶデリ」事業を継続実施する。

また、昨年度に引き続き、9月1日から11月30日の健康立県強化期間に合わせてキャンペーンを実施する予定である。

さらに、

- 8月31日の「野菜の日」に合わせたスーパーでの普及啓発
- アルビレックス新潟ホームゲーム会場での啓発ブース出展なども予定している。

④国民健康・栄養調査への協力依頼

今年度の国民健康・栄養調査は、

- 新潟市江南区
- 新発田市
- 柏崎市
- 上越市

を対象地区として実施される。

対象地区の会員に対し、調査への協力をお願いしたい旨の依頼があった。

⑤在宅医療栄養推進事業について

県栄養士会が実施している在宅医療栄養推進事業については、本年度も継続実施となる。

本事業では、

- 在宅療養者の重症化予防
- QOL（生活の質）の維持・向上
- 誤嚥予防
- 多職種連携による栄養支援体制の充実

を目的として、仕組みづくりや普及啓発を進めている。

また、アウトカム・アウトプット指標に基づく事業評価を実施していることから、目標達成に向け着実な事業推進をお願いしたいとの説明があった。

⑥特定給食施設への指導・支援について

国の通知や「健康日本21（第三次）」、「新潟県健康増進計画」等の改定を踏まえ、県保健所が実施する特定給食施設への指導・助言内容を見直したことが報告された。

給食施設は県民の健康づくりや栄養・食生活改善を支える重要な社会環境であり、その役割は一層大きくなっている。

今後も県と県栄養士会が連携し、食を取り巻く社会環境の整備に取り組んでいくため、管理栄養士・栄養士の継続的な協力をお願いしたいとの説明があった。

(4) 自己紹介

出席者より各自の所属及び氏名を述べ、自己紹介を行った。

なお、石墨理事より、本年度より組織改編に伴い、「勤労者支援事業部」と「地域活動事業部」を統合し、「フリーランス・栄養関連企業等事業部」が新設されたことが紹介された。

(5) 議長の選任

専務理事より、定款第 36 条の規定に基づき、理事会の議長は会長が務めることが説明され、以後の議事進行を斎藤会長が務めた。

(6) 議案の審議状況および議決結果等

【報告】

斎藤会長より、新任理事が就任した最初の理事会であることから、審議事項に先立ち、報告事項から始める旨の説明がなされた。

①組織図と理事の役割について（資料 p 1～）

斎藤会長より、新潟県栄養士会の組織体制、理事会の役割及び各事業部の業務内容について説明がなされた。

新潟県栄養士会は会員によって構成され、総会及び理事会が組織運営における意思決定機関であることが説明された。特に理事は、会員の意思を反映し、県栄養士会の運営方針や重要事項を決定する責任ある立場であることを確認した。

また、理事会で審議・決定する事項については、事前に会長、副会長、専務理事、事務局長で構成される三役会、更に各事業部長が加わって構成される常任理事会において検討・整理を行い、その後、理事会で審議・決定する流れであることが説明された。監事については、理事の業務執行状況や財務状況を確認し、必要な助言を行う役割があることが説明された。

続いて、各事業部の主な役割について説明があった。

・事業部

公益事業の企画・調整を担当し、各支部及び職域から提出される事業計画の確認、事業間の重複調整、予算面の確認等を行う。また、今年度から会員確保対策についても検討を進める。

・広報・情報部

ホームページの更新・管理及び機関紙「栄養新潟」の発行等、情報発信に関する業務を担当する。

・研修部

生涯教育や栄養士研修の企画・評価を担当する。近年は「栄養士大会」として、研修だけでなく会員の活動発表の場としてポスター発表等も実施しており、学術部と連携して内容の充実を図る。

- ・学術部

新潟県栄養士会における学術活動の推進及び専門性向上に向けた取組を担当する。

- ・災害対策部

災害時支援活動に関する体制整備及びマニュアル等の見直しを担当する。昨年度の災害対応を踏まえ、実際に機能する体制づくりに向けて再検討を進めている。

- ・栄養ケア・ステーション部

県及び関係機関からの受託事業・補助事業の実施、栄養ケア活動の推進、個別支援者の育成など、地域における栄養支援活動を担当する。

また、広報・情報部ならびに災害対策部には関連する委員会が設置されており、各部長は委員会の進捗状況や検討内容を把握し、必要に応じて理事会へ報告または審議事項として提案する役割を担うことが説明された。

次に、理事としての責務について説明があり、理事は法人との関係において善管注意義務等を負う立場であることが確認された。特に、理事会への本人出席は重要な責務であり、代理出席や委任による対応は認められないことについて注意喚起があった。

続いて、各職域理事に対し、日本栄養士会と都道府県栄養士会が連携して活動を進めることの重要性が説明された。全国の職域活動方針や取組内容を把握し、県内への情報共有を行うとともに、新潟県栄養士会として取り組むべき事項について理事会へ提案・報告してほしいとの依頼があった。

各職域における主な取組について、以下の説明があった。

- ・医療事業部

診療報酬改定に向けた取組として、病院管理栄養士の業務実態調査を実施しており、業務内容や成果を明確化することで、栄養士業務の評価向上につなげている。調査依頼があった場合は積極的に協力してほしいとの依頼があった。

- ・学校健康教育事業部

栄養教諭配置促進に向け、全国的な実態把握や効果的な事例収集を進めている。栄養教育の成果を発信することが配置促進につながるため、県内でも積極的な情報共有をお願いしたいとの説明があった。

- ・研究教育事業部

臨地校外実習事例集の活用状況確認や、養成校における教育充実、学生への情報提供を通じた将来的な会員確保に向けた取組を進めていることが説明された。

- ・公衆衛生事業部

自治体における栄養政策推進体制の強化を目的として、自治体栄養士の複数配置等に向けた要望活動を進めていることが報告された。また、公衆衛生分野の専門管理栄養士制度の推進について説明があった。

- ・福祉事業部

高齢者・障害分野に加え、保育園・幼稚園等における栄養士配置促進に向けた取組を進めていることが説明された。特に、職場内で情報を得にくい会員にも研修等の情報が届くよう周

知をお願いしたいとの依頼があった。

・ フリーランス・栄養関連企業等事業部

働く世代への健康支援や食環境整備に向けた人材育成、特定保健指導の効果検証、食品リスクコミュニケーション等の取組について説明があった。

最後に、各職域部長には全国的な動向を把握し、県内での取組につなげるとともに、必要な事項については理事会へ報告・提案してほしいとの依頼があり、組織体制及び理事の役割についての説明を終了した。

斎藤会長より、説明内容について質問の有無を確認したが、特に質問や意見はなかった。

②申請様式変更について

石月事務局長より、資料に基づき下記の説明がなされた。

ア.旅費日当申請書について（資料 p 10）

○旅費申請書の変更点・注意事項

- ・ 旅費申請書を改定した。
- ・ 会議等への参加者は、旅費支給の有無にかかわらず全員提出することとした。
- ・ 旅費が発生しない場合は「不要」欄へ記載する。
- ・ 旅費申請書は、議事録・報告書と併せて同時に提出すること。
- ・ 記載時の主な注意事項は以下のとおり。
 - ✓ 出発地住所は「自宅」ではなく、住所を記載する。
 - ✓ 自家用車利用分の支給は、2 km未満は行わない。
 - ✓ 高速道路利用時は、利用インター名および金額を記載する（領収書提出は不要）。
 - ✓ 駐車場代は実費を記載するが、支給上限は 700 円。
 - ✓ バス・JR 利用時は利用区間（バス停名・駅名）および往復料金を記載する。
 - ✓ 佐渡汽船利用時は、利用した船種および実際の支払額を記載する。
 - ✓ 片道ごとに料金が異なる場合は特記事項へ記載する。

○日当について

- ・ 公益事業については、対象となる事業の場合は請求可能。
- ・ 事前打合せ等の会議については通常の会議扱いとなり、日当のみの支給となる。

○提出・振込について

- ・ 旅費等の申請は、担当者が取りまとめて提出すること。
- ・ 必要経費の領収書等も併せて提出する。
- ・ 旅費等の振込は、手数料等の関係から翌年度 4 月にまとめて行う予定。
- ・ 口座情報に変更がある場合は、速やかに届け出ること。
- ・ 口座情報の誤りにより振込できない事例が発生しているため、登録内容を必ず確認すること。
- ・ 今年度事業については、3 月 15 日までに報告書提出が可能となるよう事業日程を

設定すること。

- ・ 3 月後半に実施予定の事業については、事前に事務局へ相談すること。

イ.経費申請書について（資料 p 11～）

○経費申請書の変更点

- ・ 経費申請書の提出方法について説明がなされた。
- ・ 領収書は郵送ではなく、画像またはスキャンデータを申請書類と併せて提出する方式へ変更した。
- ・ 電子帳簿保存への対応および事務負担軽減のための変更である。
- ・ 領収書画像は内容が確認できるよう、鮮明な状態で添付すること。
- ・ 原本の領収書は、事務局から振込の連絡があるまで保管すること。

○その他

- ・ 申請書類の不備による差し戻しを減らすため、記載内容を十分確認して提出するよう協力依頼があった。
- ・ 不明点や提出後の確認事項がある場合は、事務局へ連絡するよう依頼があった。

斎藤会長より、説明内容について質問の有無を確認したが、特に質問や意見はなかった。

ウ.研修会登録申請について（資料 p 13～）

村山副会長より、資料に基づき研修会登録申請について下記説明がなされた。

○研修会登録申請の変更について

- ・ 日本栄養士会が今年度より「マナブル」システムを使用することとなり、研修会の申込みはすべて同システムを利用して行うこととなった。
- ・ 各支部および事業部で研修会を企画する場合は、事前に登録が必要となるため、研修会登録申請書を作成し、事務局へ提出すること。
- ・ 提出期限は、研修会開催日の 10 日前までとする。
- ・ 生涯教育単位申請の関係から、研修内容について以下の区分を明確にして申請すること。
 - ✓ 基本研修
 - ✓ 実務研修

○研修会アンケートについて

- ・ 今年度より、生涯教育研修に関するアンケートについては県事務局でひな形を作成している。
- ・ ひな形の内容をそのまま使用する場合は、その旨を事務局へ連絡すること。
- ・ 独自に追加したい項目がある場合は、申請様式内の記載欄へ入力すること。
- ・ アンケートの集計については Google フォームを使用し、研修会担当者が集計を行う。
- ・ 詳細については、後ほど予定されている執行部情報交換の場で説明する。

斎藤会長より質問の有無を確認したが、特段の質問はなかった。

③災害マニュアルについて（資料 p 18～）

高橋副会長より、資料に基づき災害マニュアルおよび災害発生時の対応体制について説明がなされた。

○災害マニュアルの見直しについて

- ・ これまで数年間にわたり災害対応マニュアルのたたき台を作成してきた。
- ・ 昨年度、アクションカードを含む災害マニュアルを作成し、11 月頃にロールプレイ形式で実践訓練を行った。
- ・ 実際に訓練を行った中で課題が明らかになったため、現在、内容の再確認および改定に向けた検討を進めている。
- ・ 災害発生時の初期連絡・情報共有手段として、LINE オープンチャットを活用する予定であり、登録への協力依頼があった。

○災害発生時の対応体制について

斎藤会長より補足説明がなされた

- ・ 災害発生時には、県栄養士会内に災害対策本部を設置する。
- ・ 避難所等での活動については、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）のリーダー・スタッフ等、災害対応を学んだ人材が中心となって対応する。
- ・ 一方で、会員や所属施設、支部等から支援要請があった場合には、県栄養士会ホームページ上で状況を報告できる仕組みを現在整備している。
- ・ 被災状況を把握した上で、JDA-DAT スタッフと支部長・職域事業部長が連携し、必要な支援体制を検討する。
- ・ 支部長および職域事業部長については、災害時に情報収集や支援調整の中心的な役割を担う可能性があるため、対応について理解しておいてほしいとの説明があった。
- ・ 災害時の情報共有ツールとして、LINE オープンチャットを整備しているため、関係者は登録するよう依頼があった。

○LINE オープンチャット登録について

山田専務理事より、資料 19 ページに基づき、LINE オープンチャットへの登録方法について説明がなされた。

- ・ オープンチャットは以下の 2 種類を用意している。該当するチャットへ登録する。
 - ✓ 支部長用→支部関係者：支部名＋フルネーム
 - ✓ 職域事業部用→職域関係者：職域事業部名＋フルネーム
- ・ 三役は両方へ登録する。

斎藤会長より質問の有無を確認したが、特段の質問はなかった。

④2026 年度 5 月末の会員数について（資料 p 20～）

高橋副会長より、資料に基づき報告がなされた。

- ・ 日本栄養士会より毎月会員数の報告があるため、新潟県栄養士会の現状把握を目的として共有した。
- ・ 5月末時点の会員数は前年比で以下の状況であった。
 - ✓ 全国：前年比 85.6%
 - ✓ 新潟県：前年比 92.6%
- ・ 新潟県は全国と比較すると一定程度維持されているものの、減少傾向は続いている。
- ・ 会員数減少への対応は引き続き重要な課題であり、今年度も各理事から意見をいただきながら対策を進めていきたいとの説明があった。
- ・ 資料 21 ページには職域別の会員数内訳が掲載されており、各職域において他県との比較も含め確認していただきたいとの依頼があった。

斎藤会長より質問の有無を確認したが、特段の質問はなかった。

⑤業務執行部報告

○学術部：実践研究の応募状況と進捗中間報告（資料 p 22～）

北林理事より資料に基づき中間報告がなされた。

- ・ 本事業は学術部が統括的な立場に関わりながら、企画・運営を進めている。
- ・ 全7回開催予定のうち、3回が終了し、現在4回目の開催時期を迎えている。
- ・ 参加者は16名であった。
- ・ 参加者募集時には、業務上の課題を整理し、研究としてまとめて発表できる力を身につけてもらうことを目的として案内を行った。
- ・ 参加できなかった方の中には、本業の予定と重なったことによる欠席者もいた。
- ・ セミナーを知ったきっかけとしては、県栄養士会からの一斉メールが約7割を占めており、周知方法として有効であったとの報告があった。

斎藤会長より質問の有無を確認したが、特段の質問はなかった。

⑥VCS（バーチャル コミュニティ スペース）について（追加資料）

斎藤会長より、資料に基づき VCS（バーチャル コミュニティ スペース）の活用方法について説明がなされた。

- ・ 日本栄養士会では、コロナ禍における情報交換・意見交換の場として活用された。
- ・ 新潟県栄養士会でも、自主的な勉強会や情報交換の場として県栄として VCS を実施することは可能。
- ・ 運営責任者は県栄養士会理事が担う。
- ・ 参加対象は原則会員だが、内容によっては非会員も対象可能。
- ・ 利用希望時は実施計画を事務局へ提出し、URL 発行を受ける。
- ・ 募集や当日の運営、司会進行等は担当理事が行う。
- ・ 個人情報管理、記録管理、発言内容への配慮が必要。
- ・ 建設的な情報交換の場となるよう運営する。

- ・ VCS 利用による日当・旅費の支給は行わない。

斎藤会長より出席者へ質問・意見の確認が行われたが、特段の質疑はなかった。

【審議】

第 1 号議案 2026・2027 年度業務執行体制（案）について（資料 p 24）

山田専務より資料に基づき説明がなされた。

- ・ 定款細則第 15 条により、会長・副会長・専務理事を除く理事は、いずれかの業務執行部に所属することとなっている。
- ・ また、会長、副会長、専務理事および各業務執行部長をもって常任理事会を組織することが定められている。

今回確認する事項として、以下 2 点について諮られた。

1. 常任理事となる各業務執行部長について、提示された部長案でよいか。
2. 各理事の業務執行部への所属・構成について、提示された案でよいか。

また、業務執行部の運営について補足説明があった。

- ・ 各業務執行部の事業運営は、各部長を中心として進めること。
- ・ 統括は部長の相談役として支援する立場であり、実際の業務執行は各部長を中心に行うことを確認した。

○決議

斎藤会長が出席者に対し異議の有無を確認したところ、異議は認められなかったため、本件は原案のとおり可決された。

第 2 号議案 定時総会発言通告書について

ア.2026 年度発言通告書に関する回答（案）について（資料 p 25～）

専務理事より、定時総会に提出された発言通告書 5 件に対する回答案について、資料に基づき説明がなされた。

○主な質疑

西村理事より、資料の Web 化を選択制とした場合の対応や、会費引下げの可能性について質問があった。

これに対し、石月事務局長より、会員ごとに郵送・電子配信を管理することは事務負担が大きく、現状では一律対応が現実的であるとの説明があった。

斎藤会長より、印刷・郵送経費を単純に試算した場合には一定額の削減余地はあるものの、Web 運営費等も必要となるため、単純に会費を引き下げるとは困難であるとの補足説明があった。

高橋副会長より、過年度回答資料中の他県会費に誤記があるため修正が必要であること、また現状では会費引下げを行う場合、事業縮小を伴う可能性があることから、今後も他県の状況等を踏まえ検討していく必要があるとの意見があった。

徳橋理事より、栄養教諭採用については学校統廃合や共同調理場化の影響を受けている現状の報告があり、内容について意義の無いことを確認した。

○決議

斎藤会長により、定時総会発言通告書への回答案をホームページへ掲載することについて異議の有無を諮ったところ、回答（案）1については質疑事項を鑑み修正を行う。他異議はなく、他原案のとおり承認された。

7月23日、回答（案）1については、質疑事項を踏まえて修正を行った上で書面審議を実施し、異議なく承認された。

イ.2027年度以降の発言通告書の公開範囲（案）について（資料p27）

専務理事より、定時総会発言通告書の公開範囲について説明がなされた。

現在は、発言通告書をホームページで公開する際、提出者の支部・職域・氏名は伏せ、要望・意見及び回答のみを掲載している。一方で、回答内容を検討する際には提出者の所属が分からないため、要望の背景が把握しづらく、具体的な回答を作成しにくいとの意見があったことから、回答の精度向上を目的として公開範囲の見直しを提案した。

斎藤会長より、理事会での審議においては提出者の所属等が分かることで、より適切な検討が可能になる一方、会員への公開では個人情報への配慮が必要であるとの説明があった。

北林理事より、理事会では支部・職域・氏名を公開して審議し、会員向け公開では氏名を伏せ、支部・職域のみを掲載する方法が適当ではないかとの意見が示された。

また、斎藤会長より、理事会で配布する氏名入り資料は個人情報を含むため、当日配布・当日回収とする運用案が示された。

○決議

斎藤会長により、今後の発言通告書の取扱いについて、

- 理事会では提出者の支部・職域・氏名を記載した資料により審議すること
- 会員向け公開では氏名を伏せ、支部・職域のみを掲載すること
- 理事会用の氏名入り資料は当日配布・当日回収とすること

について異議の有無を諮ったところ、異議はなく、上記のとおり承認された。

第3号議案 賛助会員入会申請について（資料p30）

専務理事より、賛助会員入会申請について説明がなされた。

今回、ZANMAI 株式会社より賛助会員への入会申請があったことが報告された。

ZANMAI 株式会社は本会のHP業者であり、本会を支援したいとのことである。

○決議

斎藤会長により、ZANMAI 株式会社の賛助会員入会について異議の有無を諮ったところ、異議はなく、承認された。

第4号議案 新潟県栄養士会ロゴについて（資料p31～）

斎藤会長より、新潟県栄養士会の新ロゴおよびホームページトップ画面について、資料に基づき説明がなされた。

◎新ロゴについて

- ・ 新ロゴの作成は、ホームページリニューアルに伴い制作会社から提案されたものであり、従来から計画されていたものではないことが説明された。
- ・ ロゴは組織の理念やブランドを表現し、その意味を説明できる「語れるロゴ」であることが重要との考えから、制作会社案をもとに修正を依頼した経緯が報告された。
- ・ 修正案では、中央の「N」に「Niigata」「Nutrition」「Network」「Next」の意味を込めるとともに、周囲のモチーフは新潟の米粒やネットワーク、地域・職域とのつながりを表現していることが説明された。
- ・ モノクロ印刷や各種媒体での使用にも適したデザインであること、また愛称として「NiDA（ニーダ）」と親しみを呼ばれることも期待しているとの説明があった。

これに対し、小幡理事より、総会で実施したロゴ投票との関係について質問があった。

斎藤会長からは、

- ・ 総会時の投票はロゴの意味やコンセプトを十分説明しないまま実施したため、デザインの印象で選ばれた可能性があること
 - ・ 採用に至った経緯やコンセプトについてはホームページ等で丁寧に説明すること
 - ・ 手続きが十分ではなかった点についても説明していく考えであること
- が示された。

○決議

会長が異議の有無を確認したところ、異議はなく、新ロゴ案を採用することが了承された。

◎ホームページトップ画面について

続いて、ホームページトップ画面について説明があった。

- ・ 制作会社から短期間で決定を求められており、現在提示されている3案から選択する必要があることが報告された。
- ・ 会長からは、「食と栄養の力で地域の人々の健康と未来を支える」という栄養士会の理念が伝わる内容としたいこと、人々や管理栄養士の活動が感じられるイメージを重視したいとの考えが示された。
- ・ 一方で、写真素材やイラストの制約があり、現時点では制作会社提示の素材から選択せざるを得ない状況であること、今後より適切な素材が準備できれば差し替えを検討する考えも説明された。
- ・ 北林理事からは、人物イラストについては、費用と制作期間を確保すれば、こちらの意図に沿ったオリジナルデザインを制作できるのではないかと意見が出された。それに対して会長からは、これ以上の予算確保が難しいこと、月曜日までにHP制作会社に返事をしないといけないことの説明がなされた。

- ・ 三役としては、提示された“第 2 案”を採用したいとの提案があった。

○決議

会長が異議の有無を確認したところ、異議はなく、第 2 案を採用することが了承された。

第 5 号議案 上越支部への事業依頼に伴う追加について（追加資料）

石月事務局長より、上越市から高血圧予防市民公開講座への協力依頼があったことについて説明がなされた。

当該事業は当初の事業計画には含まれていないため、本来は実施対象外となるが、上越支部において予定していた公益事業が中止となったことから、その事業予算を充当して本事業を実施する案が会長と事務局で検討されたことが報告された。また、上越支部長にも事前に実施可能であることを確認しているとの説明があった。

斎藤会長より、新規事業として追加するためには理事会の承認が必要である旨が説明され、上越支部長に確認を行った。

○決議

会長が異議の有無を確認したところ、異議はなく、上越支部において高血圧予防市民公開講座を新規事業として実施することが承認された。

(7) 業務執行部情報交換

各業務執行部に分かれて、顔合わせ及び年間打合せ等を行った。

(8) その他

①2026 年度予算書・事業計画作成について（追加資料）

石月事務局長より、今後の予算編成および事業計画作成のスケジュールと留意事項について追加資料を画面共有しながら、説明がなされた。

- ・ 10 月理事会において次年度の事業方針を示し、各支部・職域部へ事業計画書および予算書の作成を依頼する予定であることが説明された。
- ・ 提出書類には作成上の留意事項を添付するため、それに沿って期限までに提出するよう依頼があった。提出期限の遅延は全体の日程に影響するため、期限厳守をお願いしたいとの説明があった。
- ・ 各支部・職域部では、10 月から 12 月までの間に次年度事業の内容を検討し、前年度の予算書を参考に事業計画・予算を作成するよう説明があった。
- ・ 10 月頃には支部長・職域部長へ通信費支給に関する振り分けの提出依頼を行う予定であり、例年どおり各部・支部内で配分を決定して提出することが確認された。
- ・ 11 月には講師謝金等の精算状況を確認する。源泉徴収手続きの都合上、12 月中旬までに精算を完了させる必要があるため、早めの対応を依頼した。
- ・ 提出された予算書は事務局で集約し、予算一覧表を作成した上で、12 月中旬と 1 月中旬の 2 回開催する予算検討委員会で審査することが説明された。必要に応じて各部・支部へ差し戻しを行い、再提出を依頼する。

- ・ 予算検討では、事業規模に対するスタッフ数や会場設定、経費の妥当性なども確認し、必要に応じて改善提案を行うことが説明された。
- ・ 予算全体の収支状況（黒字・赤字）も確認しながら検討を進めることが説明された。
- ・ 3月理事会までに予算案を取りまとめるため、全体スケジュールへの協力を求めた。

◎事業実施・報告に関する留意事項

- ・ 年度末の事務処理に支障が生じるため、事業は原則として3月上旬までに終了するよう計画してほしいとの説明があった。
- ・ 事業終了後は、最終報告書を必ず提出することが説明された。複数回開催する会議等については、開催ごとの議事録提出に加え、最終回終了後に全体をまとめた報告書を提出する。
- ・ 報告書は翌年度の参考資料となるため、事業内容や成果が分かるよう簡潔に記載するよう依頼があった。

◎予算作成時の留意事項

- ・ 事業計画作成にあたっては、前年度事業を振り返り、必要性や成果を踏まえて検討することが望ましいとの説明があった。
- ・ 役員配置は事業規模に見合った人数とし、役員負担軽減も考慮した計画とすることが望ましいとされた。
- ・ 資料作成や印刷については経費削減を意識し、100部以上の印刷は県栄事務局で対応した方が安価となる場合があるため、必要に応じて活用してほしいとの説明があった。
- ・ 打合せや反省会なども含め、必要となる会議は事前に事業計画へ計上するよう説明があった。

◎その他

- ・ 講師謝金については、通常の旅費申請とは異なる手続きとなるため、手順を確認のうえ対応するよう説明があった。
- ・ 防災訓練やがん征圧新潟県大会等、一部事業は県栄で予算書を作成し、担当支部へ別途依頼することが説明された。
- ・ 各種申請様式（ホームページ掲載依頼、会員への周知依頼等）はホームページから取得し、所定様式で提出するよう案内があった。

②その他

山田専務理事より、今後の会議運営等について説明がなされた。

- ・ 報告事項・協議事項がある場合は、三役会議の1週間前までに資料とともに提出するよう依頼があった。提出された案件は、三役会議、常任理事会、理事会の順に審議を進めることが確認された。
- ・ 次回以降の理事会はすべてZoom開催となることが説明された。
- ・ 会議資料は、今後Googleフォームを利用して配布することとし、今回の配布方法について特に支障がなかったことを確認した。

◎議事録について

- ・ 今回の理事会議事録(案)は来週末までに各理事へ配付する予定であることが説明された。
- ・ 内容を確認のうえ、修正がある場合は該当箇所を赤字で修正して返送するよう依頼があった。
- ・ 議事録確定後は、各支部・職域内での情報共有資料として活用してほしいとの依頼があった。

(9) 閉会の挨拶

山田専務理事より、他に意見等がないことを確認し、本日の理事会を終了する旨が述べられ、閉会挨拶を村山副会長に依頼した。

村山副会長より下記の閉会挨拶がなされた。

- ・ 多忙の中、先月の役員紹介に続き本日の理事会にも出席いただいたことへの謝意が示された。
- ・ 初めて耳にする内容も多く、一度の説明では理解が難しい場合もあると思われるため、不明な点はその都度事務局へ確認してほしいと呼びかけた。また、自身も改めて説明を聞く中で認識を新たにした点があったと述べられた。
- ・ 各事業は実施後に報告を行うことが基本であるため、まずは事業実施後の報告を確実に行うよう依頼があった。
- ・ 理事は本務に加えて支部・職域活動や各執行部の活動も担うこととなり負担は大きいですが、栄養士への社会的・地域的な期待はますます高まっていることから、活動を継続・発展させ、次世代へつないでいくことが重要であると述べられた。
- ・ 会長が掲げた「栄養の力で人々を健康に幸せにする」という理念の実現には、理事一人ひとりの協力が不可欠であるとして、今後も力添えをお願いしたいとの言葉で閉会の挨拶とした。

—以下余白—

2026 年 7 月 23 日

上記のとおり相違ないことを認めます。

出席代表理事 印

出席代表理事 印

出席代表理事 印

出 席 監 事 印

出 席 監 事 印

議事録作成者 専務理事 山田祥子